

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>10 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>10 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>保有個人情報、行政文書又は死者に関する情報の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）</u>、<u>歴史公文書又は行政資料（以下「歴史公文書等」という。）</u>の写しの作成に要する費用並びに当該開示請求に係る文書及び当該写しの送付に要する費用並びに行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（以下「行政機関等匿名加工情報利用手数料」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) [略]</p>
<p>13 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>13 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>開示請求手数料、歴史公文書等の写しの作成に要する費用並びに当該開示請求手数料に係る文書及び当該写しの送付に要する費用並びに行政機関等匿名加工情報利用手数料の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。</u></p> <p>(3) [略]</p>
<p>18 16に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公文書の写し及び複製物並びに議会発行の資料（議会図書室が保管するものに限る。）の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>18 16に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公文書、保有個人情報又は死者に関する情報の開示請求に係る手数料、歴史公文書又は議会発行の資料（議会図書室が保管するものに限る。）の写しの作成に要する費用並びに当該開示請求に係る文書及び当該写しの送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>20 総務部総務室法務・情報公開課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) <u>行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>20 総務部総務室法務・情報公開課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) <u>開示請求手数料、歴史公文書等の写しの作成に要する費用並びに当該開示請求手数料に係る文書及び当該写しの送付に要する費用並びに行政機関等匿名加工情報利用手数料</u></p>

<p>(2) [略]</p> <p>23 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>27 警察本部警務部県民課の出納員に対する委任事項</p> <p><u>行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>料の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>23 環境生活部資源循環推進課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>27 警察本部警務部県民課の出納員に対する委任事項</p> <p><u>開示請求手数料、歴史公文書等の写しの作成に要する費用並びに当該開示請求手数料に係る文書及び当該写しの送付に要する費用並びに行政機関等匿名加工情報利用手数料の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	